

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定によって、大規模小売店舗設置者に対し市は意見を有しない旨を通知した。

平成23年11月29日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称
（仮称）フレスタ廿日市住吉店
 - (2) 所在地
廿日市市住吉一丁目615-3外